（法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者）

第二条　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次に掲げる者であって、学校教育法第一条に規定する学校（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。以下「学校」という。）若しくは専修学校の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの

イ・ロ　（略）

ハ　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下この二、第四条第二項第二号ハ及び第七条第一号イにおいて「各種学校」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は各種学校を卒業した者

ニ　学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設（以下この二、第四条第二項第二号ハ及び第七条第一号イにおいて「外国の教育施設」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は外国の教育施設を卒業した者

（削る）

（青少年雇用情報）

第三条　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。第七条第四号チにおいて同じ。）の機会を付与する制度の有無及びその内容

ホ　（略）

三　職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間（所定労働時間を超えて労働した時間をいう。第七条第三号ハ及び第四号ヌにおいて同じ。）

ロ　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇をいう。第七条第三号ニ及び第四号ルにおいて同じ。）の平均日数

ハ　育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。第七条第三号ホにおいて「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下この八、第七条第三号ホ及び第四号ヲにおいて同じ。）の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

(1)・(2)　（略）

ニ　（略）

2　前項各号に掲げる事項（第三号ニに掲げる事項を除く。）については、労働者の募集を行う者及び募集受託者（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が法第十三条に規定する学校卒業見込者等募集（以下この項及び第七条第一号イにおいて「学校卒業見込者等募集」という。）であって通常の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者に係る事項とし、労働者の募集を行う者及び募集受託者が学校卒業見込者等募集であって通常の労働者以外の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者以外の労働者に係る事項とする。

（法第十一条の厚生労働省令で定める者）

第二条　法第十一条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次に掲げる者であって、学校教育法第一条に規定する学校（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。以下「学校」という。）若しくは専修学校の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの

イ・ロ　（略）

ハ　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下この二、第六条第二項第二号ハ及び第九条第一号イにおいて「各種学校」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は各種学校を卒業した者

ニ　学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設（以下この二、第六条第二項第二号ハ及び第九条第一号イにおいて「外国の教育施設」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は外国の教育施設を卒業した者

第三条及び第四条　削除

（青少年雇用情報）

第五条　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティング（職業能力開発促進法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。第九条第四号チにおいて同じ。）の機会を付与する制度の有無及びその内容

ホ　（略）

三　職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間（所定労働時間を超えて労働した時間をいう。第九条第三号ハ及び第四号ヌにおいて同じ。）

ロ　その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇をいう。第九条第三号ニ及び第四号ルにおいて同じ。）の平均日数

ハ　育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。第九条第三号ホにおいて「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下この八、第九条第三号ホ及び第四号ヲにおいて同じ。）の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

(1)・(2)　（略）

ニ　（略）

2　前項各号に掲げる事項（第三号ニに掲げる事項を除く。）については、労働者の募集を行う者及び募集受託者（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が法第十三条に規定する学校卒業見込者等募集（以下この項及び第九条第一号イにおいて「学校卒業見込者等募集」という。）であって通常の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者に係る事項とし、労働者の募集を行う者及び募集受託者が学校卒業見込者等募集であって通常の労働者以外の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、通常の労働者以外の労働者に係る事項とする。